

# 東北公益文科大学同窓会 会則

(名称及び目的)

第1条 本会は東北公益文科大学同窓会（通称を「公翔会」とし、本規約内では以下「同窓会」という。）と称し、母校と会員との連携を密にしながら、会員相互の親睦を図ると共に、母校及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事務局)

第2条 本会の事務局は東北公益文科大学(酒田市飯森山3丁目5番地の1)に置く。

(会員)

第3条 本会の会員は、次の者をもって組織する。

(1)正会員 東北公益文科大学、東北公益文科大学大学院（以下「大学等」という。）を卒業、修了した者。ただし、大学等に在籍したことのある者も役員会の承認を得て会員となることができる。

(2)特別会員 大学等の教職員、旧教職員の希望者及びその他役員会が承認した者

(事業)

第4条 本会の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 母校と会員との連携に関する事項
- (2) 同窓会名簿の維持管理に関する事項
- (3) 会員への情報提供に関する事項
- (4) 会員相互の親睦に関する事項
- (5) 現役学生への援助、協力等に関する事項
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 15名以内
- (4) 監事 2名
- (5) 特別役員 5名以内

(役員を選任)

第6条 本会の役員は正会員のなかから立候補した者、または正会員から推薦があった者を、役員会において審議決定する。

(役員任期)

第7条 役員任期は3年とし再任を妨げない。なお、補欠選任された役員任期は前任者の残任期間とする。ただし、特別役員については任務終了後、任期完了することができる。

(役員任務)

第8条 役員任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、業務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は本会の目的達成のために企画運営にあたる。
- (4) 監事は本会の会計を監査し、総会において報告する。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は役員会の承認により会長が委嘱する。
- (2) 顧問は会長の諮問に応じ、または会議に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、役員会及び臨時総会とする。

(総会)

第11条 総会はすべての会員をもって構成し、会長が原則として年1回召集し会務を報告する。

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長、理事、監事(以下、「役員」という)をもって組織し、会長がこれを召集する。役員会は総会に付議する事項及びその他の必要事項を審議する。役員会は役員総数の過半数の出席により成立するものとする。役員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

(部会)

第12条の2 会長は、役員会の議を経て、本会の運営事業執行に必要な部会を置くことができる。会長は、その場合、設けた後の直近の総会に報告しなければならない。また、当該部会に関する規程は会長が別に定める。

(臨時総会)

第13条 臨時総会は、正会員で組織し、必要に応じて会長が召集することができる。ただし、役員数の過半数から請求があった場合には、会長は速やかに招集しなければならない。

(会計)

第14条 本会の運営に要する経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会費)

第15条 本会の会費は、終身会費として3万円とする。会費は、原則として公益学部生は2年次より半期ごとに学納金等の納入する前・後期の納入期限までに学納金とともに、5,000円を納入する。ただし、大学院生並びに、平成23年度までに入学した学部生は、一括または分割により納付する。納入方法の詳細については、別に定める。

2 本会の運営維持のために必要と判断された場合、寄付金を集めることができる。寄付金については金額を定めるものとししない。

(決算)

第16条 本会の決算は、会計監査を経て役員会の承認を受け、総会において報告するものとする。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(会員への周知)

第18条 会長は、同窓会の事業計画、予算及び決算状況等について、本会ホームページ、会報等に掲載し、会員に周知するものとする。

(支部)

第19条 本会に支部をおくことができる。支部の組織運営等については、別に定める。

(会則の変更)

第20条 本会則の変更は役員会の議決を経たうえ、総会において報告する。

附 則

- 1 この会則は、平成17年3月19日から施行する。

附 則（平成17年10月22日改正）

- 1 この会則は、平成17年10月1日から施行する。（※通称の決定に伴う第1条の変更。部会の設置に伴う第12条の2の追加。会則の変更について第20条を追加。）

附 則（平成21年10月25日改正）

- 1 この会則は、平成21年10月1日より施行する。（※特別役員設置に伴う第5条・第7条の変更。寄付金の追加に伴う第15条の変更）

附 則（平成23年10月22日改正）

- 1 この会則は、平成23年10月1日より施行する。（※役員会運営変更に伴う第12条及び会費納入方法の変更に伴う15条の変更）